

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月11日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社ROBOT PAYMENT
【英訳名】	ROBOT PAYMENT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 清久 健也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
【電話番号】	03-5469-5787
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
【電話番号】	03-5469-5787
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期累計期間	第23期 第3四半期累計期間	第22期
会計期間	自 2021年1月1日 至 2021年9月30日	自 2022年1月1日 至 2022年9月30日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高 (千円)	1,006,138	1,266,209	1,394,951
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	132,201	28,811	199,640
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 ( ) (千円)	106,150	29,214	135,252
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	194,116	222,350	222,350
発行済株式総数 (株)	3,728,566	3,761,566	3,761,566
純資産額 (千円)	523,399	556,642	590,267
総資産額 (千円)	4,004,352	4,459,807	4,915,502
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	29.32	7.77	37.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	13.1	12.5	12.0

回次	第22期 第3四半期会計期間	第23期 第3四半期会計期間
会計期間	自2021年7月1日 至2021年9月30日	自2022年7月1日 至2022年9月30日
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期純損失 ( ) (円)	4.68	7.82

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。

3. 第22期第3四半期累計期間及び第22期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしてならず希薄化効果を有していないため記載しておりません。

4. 第23期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であり、また、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしてならず希薄化効果を有していないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失( )を算定しております。

## 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での厳しい行動制限が緩和され、経済活動の正常化が緩やかに進む一方で、急激な為替変動や物価高等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような経営環境の下、当社は「お金をつなぐクラウドで世の中を笑顔に」というビジョンの下、コアコンピタンスである「決済」を軸としたサービスとして「サブスクペイ」・「請求管理ロボ」を引き続き展開し、企業における様々な課題を解決することを目指して事業運営を進めております。具体的には、以下の通りであります。

ペイメント事業においては、「サブスクペイ」は引き続き商取引のオンライン化という構造的なトランスフォーメーションの影響も受け、新規顧客獲得及び既存顧客の取扱高が好調に推移しております。

フィナンシャルクラウド事業においては、企業におけるバックオフィス業務の効率化、デジタル化の需要の盛り上がりなどを受け、引き続き新規顧客獲得が順調に推移しております。

また、両事業ともに順調に推移する一方で、将来に向けたさらなる事業拡大のために、主にマーケティング、採用、開発へ積極的な投資を先行的に実行しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高1,266,209千円（前年同期比25.8%増）、営業損失28,411千円（前年同期は133,174千円の営業利益）、経常損失28,811千円（前年同期は132,201千円の経常利益）、四半期純損失29,214千円（前年同期は106,150千円の四半期純利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### (ペイメント)

当セグメントにおきましては、商取引のオンライン化や利用者層の広まり等により、わが国におけるEC市場の拡大の追い風を受け、「サブスクペイ」の既存顧客の取扱高や決済処理件数が拡大したことや、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした「サブスクペイ」の新規顧客の獲得により、リカーリング収益が順調に積み上がりました。この結果、売上高は767,214千円（前年同期比16.6%増）となり、セグメント利益は、主にマーケティングの強化による広告宣伝費の増加、営業人員の増加に伴う人件費の増加により316,761千円（前年同期比8.1%減）となりました。

#### (フィナンシャルクラウド)

当セグメントにおきましては、上述したマクロ環境の変化によって、より一層高まっている企業におけるクラウドサービスによる業務効率化ニーズ、デジタルトランスフォーメーションへの関心の高まりなどを受け、「請求管理ロボ」の継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした新規顧客の獲得を推進するとともに、既存顧客の解約防止への取り組みを進めることで顧客数を増加させてまいりました。この結果、売上高は498,995千円（前年同期比43.4%増）となり、セグメント損益は、売上高が増加したものの、主にマーケティングの強化による広告宣伝費の増加、営業人員や開発人員の増加に伴う人件費の増加があったため、92,638千円の損失（前年同期は11,934千円の損失）となりました。

#### (2) 財政状態の状況

##### (資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は前事業年度末に比べ505,245千円減少し、3,996,461千円となりました。これは主に、預り金の減少により現金及び預金が686,596千円減少したことによるものです。

固定資産は前事業年度末に比べ49,549千円増加し、463,345千円となりました。これは主にソフトウェアの開発に伴い無形固定資産が58,656千円増加したことによるものです。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べ455,695千円減少し、4,459,807千円となりました。

##### (負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は前事業年度末に比べ394,215千円減少し、3,882,051千円となりました。これは主に、ペイメントにおける加盟店の預り金減少により預り金が390,204千円減少したことによるものです。

固定負債は前事業年度末に比べ27,855千円減少し、21,112千円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金への振替により長期借入金が25,737千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べ422,070千円減少し、3,903,164千円となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ33,624千円減少し、556,642千円となりました。これは主に、四半期純損失29,214千円の計上によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,761,566	3,761,566	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,761,566	3,761,566	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	-	3,761,566	-	222,350	-	122,350

## (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,758,200	37,582	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,366	-	-
発行済株式総数	3,761,566	-	-
総株主の議決権	-	37,582	-

(注) 単元未満株式の買取請求による取得に伴い、当第3四半期会計期間末現在の自己株式は66株となっております。

## 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ROBOT PAYMENT	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 単元未満株式の買取請求による取得に伴い、当第3四半期会計期間末現在の自己株式数は66株となっております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,567,154	2,880,557
売掛金	140,772	154,414
前渡金	668,048	846,152
前払費用	67,811	54,884
未収入金	67,761	65,371
その他	210	11,196
貸倒引当金	10,051	16,116
流動資産合計	4,501,707	3,996,461
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	5,387	11,515
無形固定資産	342,028	400,684
<b>投資その他の資産</b>		
その他	68,313	53,200
貸倒引当金	1,933	2,055
投資その他の資産合計	66,380	51,145
固定資産合計	413,795	463,345
資産合計	4,915,502	4,459,807
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	11,906	10,661
1年内返済予定の長期借入金	32,316	32,316
未払金	53,220	83,299
未払費用	27,824	13,202
未払法人税等	33,761	-
未払消費税等	81,291	51,905
契約負債	-	72,580
前受金	33,084	1,144
預り金	3,995,924	3,605,719
賞与引当金	-	9,082
その他	6,937	2,140
流動負債合計	4,276,267	3,882,051
<b>固定負債</b>		
長期借入金	38,314	12,577
繰延税金負債	10,654	8,535
固定負債合計	48,968	21,112
負債合計	4,325,235	3,903,164
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	222,350	222,350
資本剰余金	122,350	122,350
利益剰余金	221,263	192,048
自己株式	-	127
株主資本合計	565,965	536,622
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	24,141	19,340
評価・換算差額等合計	24,141	19,340
新株予約権	160	679
純資産合計	590,267	556,642
負債純資産合計	4,915,502	4,459,807

## (2)【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
売上高	1,006,138	1,266,209
売上原価	92,586	141,966
売上総利益	913,551	1,124,243
販売費及び一般管理費	780,377	1,152,654
営業利益又は営業損失( )	133,174	28,411
営業外収益		
受取利息	29	37
預り金精算益	5,069	-
その他	19	26
営業外収益合計	5,118	64
営業外費用		
支払利息	707	416
上場関連費用	5,384	-
その他	-	48
営業外費用合計	6,092	465
経常利益又は経常損失( )	132,201	28,811
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	132,201	28,811
法人税等	26,050	403
四半期純利益又は四半期純損失( )	106,150	29,214

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当会計基準等の適用が四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用し、繰延税金資産の回収可能性を考慮する方法によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当第3四半期累計期間において前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。なお、2018年3月30日に公表された「収益認識に関する会計基準」等については、2019年12月期の期首から適用しております。

これにより、当第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「注記事項(収益認識関係)」に記載しております。なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報は記載しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「預り金」の一部は、第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-4項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
減価償却費	39,737千円	65,397千円

## (株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年10月15日開催の臨時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件について決議を行っており、2021年1月26日に効力が発生いたしました。それにより、減少する資本金の額38,262千円および資本準備金の額38,235千円を合算した金額76,497千円の全額をその他資本剰余金に振り替えた後、その全額を繰越利益剰余金に振り替えて、2019年12月期の繰越利益剰余金の額の欠損額に対する欠損填補を行いました。

また、当社は、2021年9月28日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。上場にあたり、2021年9月27日を払込期日とする有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)により新株式110,000株を発行しております。当該増資により資本金及び資本剰余金はそれぞれ94,116千円増加しました。

上記の結果、当第3四半期会計期間末において、資本金が194,116千円、資本剰余金が94,116千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期財務 諸表計上額 (注2)
	ペイメント	フィナンシャル クラウド	計		
売上高					
外部顧客への売上高	658,224	347,913	1,006,138	-	1,006,138
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	658,224	347,913	1,006,138	-	1,006,138
セグメント利益又は損失( )	344,507	11,934	332,572	199,398	133,174

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 199,398千円は、おもに各報告セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期財務 諸表計上額 (注2)
	ペイメント	フィナンシャル クラウド	計		
売上高					
リカーリング売上	742,826	460,761	1,203,587	-	1,203,587
ショット売上	24,387	38,233	62,621	-	62,621
顧客との契約から生じる収益	767,214	498,995	1,266,209	-	1,266,209
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	767,214	498,995	1,266,209	-	1,266,209
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	767,214	498,995	1,266,209	-	1,266,209
セグメント利益又は損失( )	316,761	92,638	224,122	252,533	28,411

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 252,533千円は、おもに各報告セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. リカーリング売上は、顧客との契約期間にわたってサービスの提供に基づき、繰り返し発生する性質の収益で、主なものとして月額利用料などがあります。

4. ショット売上は、リカーリング売上とは違い、繰り返し発生する性質の収益ではないもので、主なものとして、顧客がサービス利用開始にあたっての初期費用や導入支援費用などがあります。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( )	29.32円	7.77円
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	106,150	29,214
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	106,150	29,214
普通株式の期中平均株式数(株)	3,620,177	3,761,539
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2021年3月26日開催の取締役会決議による第20回～第22回新株予約権 新株予約権の数 13,000個 (普通株式 26,000株)	2022年1月14日取締役会決議において、第10回新株予約権・第13回新株予約権の一部と第22回新株予約権の全ての取得及び消却を同日付で決議しております。 2022年6月10日開催の取締役会決議による、第23回新株予約権 新株予約権の数 329個 (普通株式 32,900株) 2022年9月14日取締役会決議において、第7回新株予約権の全てと第10回新株予約権・第13回新株予約権の一部の取得及び消却を同日付で決議しております。

- (注) 1. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。
2. 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため記載しておりません。
3. 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であり、また、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月11日

株式会社ROBOT PAYMENT

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 中野 敦夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦 貴司  
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROBOT PAYMENTの2022年1月1日から2022年12月31日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ROBOT PAYMENTの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。